

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3029 号 2016.5.18 発行

脳性まひの長女と母の日常つづる 中野の福満さん「重症児ガール〜」出版



東京新聞 2016年5月18日
福満美穂子さん(右)と華子さん。「本を通じて娘との日常を知ってほしい」と美穂子さん=中野区で

中野区の福満(ふくみつ)美穂子さん(44)が、脳性まひで寝たきりの長女華子(かこ)さん(12)との日常を1冊の本にまとめた。医療の進歩や支援態勢の広がり、地域で暮らす重い障害の子が増える中、「医療ケアを受けながら生きる子の存在を知ってほしい」との思いを込めた。(奥野斐)

本は「重症児ガール ママとピョンちゃんのおきょうあした」(ぶどう社)。「ピョンちゃん」とは華子さん。常に行動を共にしているので、アニメ「ど根性ガエル」で主人公のシャツにいるカエルのピョン吉にちなんだ呼び名だ。

「いつも不安でいっぱいだった」という誕生後から、障害を受け入れ始めたころのこと、親子の日常、華子さんが好きなアイドルグループ「嵐」のコンサートへ出かけるまでになつた話などをつづった。

華子さんは、生後すぐに発症した低酸素性虚血性脳症の影響で、寝たきりで重度の知的障害がある。難治性てんかんも発症。胃ろうなどの手術を受け、一日四回の栄養剤などの注入と投薬などが必要だ。夜間も発作が起き、福満さんは睡眠も十分に取れない。

本には親の気持ちの葛藤を率直に吐露した。

「障害のある子のお母さんは明るい人が多い」と言われることを、「明るさは育児の困難さの裏返しで、武装」とする。泣くという無防備な精神状態になったら自分が壊れてしまうのではないかとの「無防備になれない不安感」が明るく振る舞わせるのだという。

日本てんかん協会都支部の機関紙に二〇〇七〜一四年に連載した文章に加筆した。昨秋の完成後、華子さんは気管切開の手術を受け、夜間は人工呼吸器を付けるように。福満さんは離婚し、母子二人の生活をヘルパーや訪問看護師ら十人以上に支えられて送る。

「どうして私が障害のある子の親に...という思いは一生消えない」と福満さん。それでも「娘がにこっと笑う瞬間や、周りの人がかわいがってくれることがうれしい。人生は何が起こるか分からないけど、その中で生きていくしかない。娘のことを知ってもらい、将来もこの地域で暮らし続けることが理想」と語る。

千六百二十円(税込み)。日本てんかん協会都支部=電 03(6914)0152=でも購入できる。

早く出所「一部執行猶予」来月開始



薬物依存からの回復を支援する施設で、職員と談笑する利用者（手前）＝名古屋市北区の名古屋ダルクで

懲役や禁錮の刑期の一部を執行した後に残りの刑期を猶予する「刑の一部執行猶予制度」が、6月から始まる。覚醒剤などの違法薬物を使った受刑者を、刑罰だけでなく治療によって更生させる狙いだ。仮釈放され保護観察の対象になる人が急増すると見込まれるが、その「受け皿」不足が懸念され、専門家は立ち直りを支援する医療機関や民間施設

の拡充を求めている。（猪飼なつみ、谷悠己）

「みんなと一緒に話し合うことが何より大切だよ」。薬物依存からの回復を支える民間施設「名古屋ダルク」（名古屋市北区）。多くの利用者が談笑する中、一人ふさぎ込んでいた男性に職員が語りかけていた。

利用者たちは車座で悩みを打ち明け合ったり、一緒に運動したりすることで回復を目指す。違法薬物を使って刑に服し、仮釈放されて保護観察となった人を受け入れたこともあるが、どんなケースでも回復には利用者同士の団結が欠かせない。現在は定員の3分の2近い約20人が社会復帰を目指している。

■再犯率

覚醒剤の使用などで検挙された人の再犯率は高く、2014年は約65%。昨年7月に覚せい剤取締法違反容疑で神奈川県警に逮捕されたロックバンド「C-C-B」の元メンバーの男は、今年4月中旬にも同法違反容疑で逮捕された。

しかし、出所後に依存症の治療を受ける人は少ない。法務省によると、14年、同法違反を犯して保護観察になり、医療機関に一度でも行ったことがある人は5%しかいなかった。新制度導入の背景には、刑罰による薬物依存からの回復が難しく、社会の中で治療、更生させる方が望ましいとの考えがある。

ただ新制度では、覚せい剤取締法違反などに問われた場合、執行猶予になると、必ず保護観察が付く。加えて、これまでは仮釈放された人の保護観察期間は1年未満が多かったが、今後は1～5年に延びる。このため、14年は同法違反で仮釈放され、保護観察が付いた人は約3900人だったが、「少なくとも3～4倍に増えるのでは」と試算する関係者もいる。

保護観察所で自身の経験を語って行動を見つめ直す回復プログラムの回数も増える見通しだ。現在は1人5回だが、法務省は6月以降は17回実施するよう通達している。

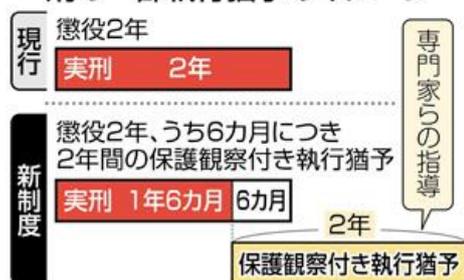
新制度の開始を前に、法務省などは昨年、保護観察所や地方自治体向けにガイドラインを作ったが、関係機関の連携を呼び掛ける程度で、具体的な対策は現場任せだ。ある保護観察所の担当者は「人手不足になるのでは」と危ぶむ。

名古屋ダルク代表の柴真也さん（45）は「ダルクの職員には専門性が求められるので、制度の開始で利用希望者が急増してもすぐには増強できない。行き場のない人が増えないかが心配だ」と指摘する。

■専門医

そもそも、薬物依存に特化した回復プログラムを実施している医療機関は全国に約25カ所しかない。依存症専門の神奈川県立精神医療センターの小林桜児医師（45）は「依

刑の一部執行猶予のイメージ



依存症は人を信用できない病。薬物ではなく、人を頼って悩みを解決する体験を積み重ねて回復に向かうので、時間がかかるが、薬物依存の患者を診られる医師が少ない」と説明する。同センターには県外からも多くの患者が通い、昨年度は専任医3人と兼任医1人で、延べ約1万4千人を診察した。

小林医師は「依存症は病気で、刑罰では治らない。新制度は犯罪者としてしか捉えられていなかった薬物依存の人を医療につなぐ一歩になる」と評価する。その一方で「現状では、どのように地域で支援するかが不明確で受け皿も足りない。司法と医療が試行錯誤しながら協力することが必要だ」と訴える。

刑の一部執行猶予制度 罪を犯した人が3年以下の懲役の言い渡しを受けたとき、その一部の執行を1～5年間猶予できる。例えば「懲役2年、うち6カ月を2年間の執行猶予とする」という判決が出た場合、刑務所を1年半で出所した後、2年間、再び罪を犯さなければ収容されない。6月1日以降の判決から適用される。主な対象は、初めて刑務所に入る人や薬物使用の再犯者。薬物使用の場合、猶予期間中に必ず保護観察が付く。

「生徒のプライバシー保護」 懲戒免職非公表で京都市教委

京都新聞 2016年05月18日

京都市立鳴滝総合支援学校（右京区）の教諭だった男性（59）＝懲戒免職＝が当時の女子生徒と性的関係を持ち、京都市教育委員会が教諭への懲戒処分を非公表としていた問題で、市教委は17日、生徒のプライバシー保護などを非公表の理由に挙げ、「主張は裁判の場で明らかにする」とコメントした。

市教委や関係者によると、男性は妻帯者だが、2012年8月ごろから、3年の女子生徒に性的関係を求め、13年3月の卒業後も不適切な関係を続けた。生徒は発達障害などがあった。女性は心身に不調をきたし、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断された。

市教委は教職員の懲戒処分（免職や停職以上）は原則公表するとしているが、市教委は今回の処分を非公表とした理由として、プライバシー保護と学校教育活動への影響を挙げている。

女性側は、懲戒処分の公表や被害発見のための保護者説明会開催、在校生らへのアンケートが十分実施されなかったなどとして、京都市を相手に、450万円の損害賠償を求めて京都地裁に提訴している。

障害者手作り品、アルタが専門店 佐賀市の高木瀬店 佐賀新聞 2016年05月18日



就労支援事業所の手作り商品がそろう専門店「アミカル」
＝佐賀市のアルタ高木瀬店

佐賀市でスーパーを展開するアルタ・ホープグループ（佐久間博理事長）は、障害者らの手作り品を集めた専門店を高木瀬店（高木瀬町）にオープンした。販路を広げて所得向上につなげようと、県内9カ所の福祉事業所が手掛けた雑貨や農産加工品などを販売している。

専門店は、フランス語で「優しい」を意味する「Amical（アミカル）」。バッグや帽子、乳児向けの寝具、県産品を使った無添加ジャムなどをそろえ、手作業による品質の良さを売り込む。

企業での就労が難しい障害者が、働きながら訓練する「就労継続支援B型事業所」は増加傾向だが、最低賃金が適用されず、売り上げも少ないことから利用者の工賃の低さが課題になっている。

アルタの坂井博之開発部長は「どれも自信を持ってお届けできる。工場で大量生産された商品とは違う価値を顧客に伝え、売り上げに結びつけたい」と話す。

日本コカ、「ゆるスポ」普及でオリパラ支援

日本経済新聞 2016年5月16日

「バブルサッカー」は中学生の心をつかんだ

米コカ・コーラは1928年のアムステルダム五輪から五輪スポンサーを務めるスポーツマーケティングの先駆け企業だ。日本コカ・コーラも日本における「オリンピックムーブメント」の先導役。2020年の東京五輪に向けて、中学生が手軽にスポーツに親しめるようにする教育プログラムを今夏から本格展開させる。日本コカが五輪を熱くする戦略を探った。

■透明な球体に包まれて「ぶつかり合い」サッカー



東京都東久留米市にある南中学校の体育館は熱気に包まれていた。バブル（泡）をイメージした巨大で透明な球体の中に入った生徒が転がるボールを追う。バブルサッカー。生徒同士がぶつかり、転倒する場面もあるが、空気が入った球体に包まれているため、負傷する心配はなさそうだ。すぐに体験した競技の名を覚えて、「走ったり転んだり楽しい」と満面の笑みを浮かべていた。

同校の生徒245人が参加したのは、昨年末に日本コカや日本オリンピック委員会（JOC）などが開催した「オリンピックムーブス」と呼ぶスポーツイベントの一環。この催しではバブルサッカーを含む5種目が実施されたが、いずれも一風変わった競技だ。

例えば、「イモムシラグビー」はイモムシの衣装を着て、転がりながらボールを奪い合う。「ベビーバスケットボール」は強い衝撃を与えると赤ちゃんの泣き声の音が発生する特殊なボールを使い、そのボールが「泣かないように」優しくパスしながら、バスケット（かご）に収める。これらは運動が苦手な生徒でも気軽に参加できるのが特徴。あえて「ゆるい」雰囲気醸し出している。

「ベビーバスケットボール」は優しくボールを扱うのがコツ

■ハードル下げて「運動嫌い」取り込む

日本コカは「中学生のスポーツへの向き合い方が二極化している」（マーケティング本部の渡辺和史部長）ことに着目した。運動部の活動に熱心な生徒がいる一方で、ほとんどスポーツをしない生徒も少なくない。運動が苦手な生徒にもハードルの低い競技を通じて体を動かす楽しさを知ってもらおう狙いもある。



もちろん、消費者である中学生にブランドを浸透させたいという企業の思惑もある。この日も運動して汗をかいた生徒に自社製品を配り、飲んでもらうことも忘れない。バブルサッカーで使う自社のロゴ入り用具は中学校に寄贈しており、後日、授業や放課後などに生徒がバブルサッカーを楽しむ機会があれば、コカ・コーラのことを思い出すこともあるだろう。

ただ、このプログラムには、もっと大きなメッセージが込められている。カ ril・ヨウンス副社長は「イベントを通じて運動量を向上させてもらい、東京五輪への期待感につなげる」と説明する。さらに「20年以降も長期的にレガシー（遺産）として継承する」と強調することも忘れない。一過性のイベントという位置づけではない。本気で「ゆるい」ス

スポーツを中学生に浸透させて、将来のスポーツ人口の増加を目指す。

■運動用具をキット化してスポンサーが提供

準備は着々と進む。昨年度のオリンピックムーブス実施校は福島と東京の計2校だったが、今年度は都内の10~12校に広げる方針だ。開催スケジュールなどを詰め、7月ごろから本格展開する。「バブルサッカーなどで使う特殊な運動用具などをキット化し、中学校の教育プログラムの一環として使えるようにする」（安念剛担当マネージャー）との計画もある。



水泳平泳ぎ金メダリストの北島康介氏を起用して寄付型自販機をPRした

スポーツ庁が昨年11月にまとめた15年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、1週間の総運動時間が60分未満の中学生女子は20.9%を占めていた。男子は7.1%で、女子よりは低い。ほとんど運動をしない生徒が少なからず存在する。スポーツをする人の割合は、一般に10代前半が最も高く、年齢が上がるのに伴い、低下する。やはり、大人になってから突然スポーツを始める人は少数派であり、10代前半の中学時代の過ごし方が重要なのだ。

運動嫌だった中学生がスポーツに親しむようになり、やがてハイレベルなスポーツの祭典である五輪にも関心を抱くようになる——。一見、回りくどいようだが、この流れが定着していけば、教育現場から五輪への共感を広げる大きなムーブメントになりそうだ。その先には、日本の若者が広くスポーツに親しみ、大人になっても健康増進について強い意識を持つようになるというシナリオも描ける。

■ドリンク購入で「選手強化資金サポート」自販機

もっと直接的に五輪を資金面でサポートする仕組みもある。五輪に出場する選手の競技力強化のためにJOCに寄付が集まる支援策だ。日本コカは今年1月、自動販売機で同社の清涼飲料水を購入すると、購入金額の一部（数円程度）がJOCに寄付される選手強化支援プログラムを始めた。

「支援自販機」の1号機は東京都渋谷区にある東京体育館に設置された。お披露目のセレモニーで、ティム・ブレット社長は「ワールドワイドパートナーとしての新たな歴史の一ページだ」と誇らしげだ。

これは今年のリオデジャネイロ大会だけでなく、冬季の平昌大会、そして20年の東京大会も見据えたプログラムだ。ボトリング会社のコカ・コーライーストジャパンは「20年までに全国で3000台の自販機を設置する」（井上豊常務執行役員）との目標を掲げており、東京以外でも石川県加賀市にある橋立自然公園など設置場所は広がりつつある。単に寄付金が集まるだけでなく、JOCは「大勢の声援によってアスリートが背中を押される」という精神面の効果も期待している。

オリパラのスポンサー企業に新しく決まったエンブレムを入れた寄付型自販機を設置してもらうことにも力を入れている。みずほフィナンシャルグループなど7社に導入される見通しだ。

スポンサー企業の社員がオフィスや社員食堂などに設置した寄付型自販機から清涼飲料水を購入し、のどを潤すたびに、日本代表選手団のことを想起する効果が考えられる。これも一種のムーブメント。自販機を新規に設置してもらうことで商機拡大を狙えるという利点もある。

■「商機生かす」リオでノウハウ吸収

8月のリオ五輪まで3カ月弱。日本コカはリオ五輪に照準を定めた国内の販促キャンペーンも準備している。米コカ・コーラは、聖火ランナーを選ぶ権利を持っているランクの

高い協賛企業。4年後の東京大会に向けて、どのようにブラジルの現地法人が聖火リレーをマーケティングに活用しているのかを視察する予定もある。

五輪の過度の商業化には批判もあるが、JOCと企業に「ウィン・ウィン」の関係がなければ大規模なスポーツイベントも成立しないのも事実。協賛企業の最前線では、早くも暑い夏が到来しているようだ。(山根 昭)

社説：ヘイト法案／差別抑止の一步としたい 神戸新聞 2016年5月18日

特定の人種や民族などへの差別をあおるヘイトスピーチ（憎悪表現）の「解消」を国などの責務とする法案が参院で可決された。衆院審議を経て今国会で成立する見通しだ。

ヘイトスピーチは許されないとする「理念法」で、禁止規定や罰則は設けていない。不当な差別的言動を「違法」とは明記せず、被害を抑止する効果を疑問視する声もある。

とはいえ、「朝鮮人を殺せ」などと連呼するような集団行動は常軌を逸しており、国際社会の懸念も高まっている。「不当な差別的言動の解消は喫緊の課題」とする法律が制定されたことは一歩前進と言える。

法による言論の規制は「表現の自由」を侵害する恐れがある。そうした見方は法律家にも根強い。

表現に対する公権力の介入は慎重に考えるべきだろう。だが、欧米諸国の多くはヘイトスピーチの規制法を設け、「悪質な差別的言動は保護に値せず、表現の自由の保障とは矛盾しない」としている。

こうした点について、国会でさらに議論を深めてもらいたい。

差別意識を助長する目的で、危害を加える意図を示し、侮蔑的な言動を公然と行う。法案はそうした行為を「不当な差別的言動」と定義する。保護の対象となるのは、在日コリアンなど国内に適法に居住する日本以外の出身者とその子孫だ。

差別的言動を解消する責務は国にあると定め、自治体にも努力するよう求めている。ただ、対策として挙げているのは相談体制の整備や教育、啓発活動の実施などだ。

大阪市が1月に定めた条例は、ヘイトスピーチを行ったと確認した個人、団体名を公表するなどの対抗策を設けている。それと比べて被害を防止する効果がどこまで期待できるかは疑問というしかない。

また、法の保護対象を「適法に居住する」「日本以外の出身者」などに限定したことも批判されている。不法滞在の外国人やアイヌ民族などへの差別が野放しになりかねず、日本も批准した人種差別撤廃条約の趣旨に反する恐れがあるためだ。

ヘイトスピーチについては司法判断が先行している。「人種差別」を認定してデモの実行者に損害賠償を命じた民事訴訟判決が確定し、侮辱罪などで有罪とした刑事裁判もある。それらも踏まえ、抑止策と被害者保護を検討すべきだ。

社説：ヘイトスピーチ対策法／根絶に向けた大切な一歩に 河北新報 2016年5月18日

聞くに堪えない罵詈（ばり）雑言がデモで繰り返される。「日本からたたき出せ」「死にさせカス」…。特定の人種や民族への差別をあおる「ヘイトスピーチ」（憎悪表現）。対策法案がようやく今国会で成立する見通しになった。

それぞれ独自の法案を提案していた与野党が修正協議を重ね、歩み寄った。表現の自由との兼ね合いで罰則を設けず、理念法という位置付けだが、国が「不当な差別的言動は許さない」と法律の形で宣言する意義は少なくない。

法案はヘイトスピーチについて、保護すべき対象として適法に居住する日本以外の出身者や子孫とし、「差別意識を助長する目的で、公然と生命や身体、名誉、財産に危害を加える旨を告知するか、著しく侮辱する」と定義した。

与野党の対立点の一つは、「ヘイトスピーチは違法」と明記するかどうかだった。違法の

線引きは極めて難しく、恣意（しい）的になりかねない。表現の自由を尊重しなければならないことを考えれば、与党案の通り見送られたのはやむを得ない措置ではないか。

さらに「適法に居住」「日本以外の出身者」という要件について、野党側が「不法滞在の外国人やアイヌ民族への差別的言動が野放しになる」として削除を求めた。

協議の結果、国会の意見を表明する付帯決議に「国際条約の精神に鑑み適切に対処する」と盛り込むことで折り合いがついた。対策法の趣旨に沿えば、規定された以外の対象についても差別的表現が認められないのは当然だ。

課題は抑止の実効性をどう担保するのだろうか。法案は国や自治体に対して相談体制の整備や教育の充実、啓蒙（けいもう）活動の実施を求めているが、即効性はない。今後、有効な防止策に知恵を絞ってほしい。

ヘイトスピーチは、平和と平等を掲げる民主主義の基盤を破壊する危険性をはらむ。エスカレートしていけば、ナチスドイツの二の舞いになりかねない。だからこそ、英国やドイツなどでは悪質なものについて刑罰を科している。

日本は遅きに失した感がある。国連の人種差別撤廃委員会などから是正勧告が出されていたにもかかわらず、国は表現の自由などを盾にヘイトスピーチ対策に及び腰だった。むしろ地方自治体の方が積極的で、大阪市では今年1月、抑制するための全国初の条例が成立した。

司法の厳格な判断もあった。京都市内の朝鮮学校の周辺で行われたヘイトスピーチを巡る民事訴訟で、京都地裁は2013年10月、団体側に損害賠償を命じた。「街宣活動は表現の自由」とする主張に対して「差別意識を世間に訴える意図」と一蹴した意味も大きかった。

法務省による初の実態調査によると、12年4月から15年9月までに全国で1152件のヘイトスピーチが確認された。15年は前年よりも減る傾向にあるが、「沈静化したとは言えない」という。

法律ができたからといって、ヘイトスピーチが直ちに根絶されるわけではない。心に潜む差別的な感情とどう向き合うのか。われわれに突き付けられた課題でもある。

社説：無届けホーム 悪循環を断ち切らねば 京都新聞 2016年05月18日

入居者に介護や食事などのサービスを提供しながら自治体に届け出ていない「無届け有料老人ホーム」は昨年度、全国で少なくとも1627カ所あり、1万5209人が入居していたことが共同通信の調査でわかった。滋賀は9施設で19人、京都は2施設だが、入居者数は不明だ。

無届けホームの施設数は、厚生労働省が2009年から発表しているが、人数が明らかになったのは初めてだ。

老人福祉法は、高齢者を入居させ、食事の提供などをする施設を有料老人ホームとし、都道府県などへの届け出を義務づけている。

部屋の広さや防火設備など国が定めた基準を満たす必要があり、無届けの場合、罰金30万円以下の罰則がある。

ただ、摘発はほとんどなく、今年初めて東京の運営会社が書類送検された程度だ。安い利用料で低所得や身寄りのない高齢者を受け入れている施設が多いという。

問題は無届けのために行政の指導・監督が行き届かず、入居者が劣悪な環境に置かれかねないことだ。事業者が介護保険サービスを過剰に提供して報酬を稼ぐなどの貧困ビジネスや、虐待の温床になる恐れもある。

国や自治体は、無届け施設の運営実態の把握に努め、問題があれば指導や支援を通じて高齢者の安全確保を図るべきだろう。

無届け施設が増える背景には、公的な介護施設や介護職員の不足がある。特別養護老人ホーム（特養）の多くは満杯で、昨年度からは「要介護3」以上の人に入居が限定された。

困窮や家族の事情で行き場のない人が無料や低額で入所できる養護老人ホームも、市町村が財政負担増を避けて「措置」を控える傾向がある。

無届け施設は、そうした公的施設に入れず、高額な届け出施設にも行けない人の受け皿になっており、リスクを承知で頼らざるをえない現実がある。

厚労省は届け出を促すため指導指針を見直し、昨年から廊下の幅など施設基準を緩和したが、無届けでも入居者が集まる中では、実効性に疑問符がつく。

公的サービス・制度の隙間に落ちこんだ高齢者が行政の目の届かない施設に流れ、一層不安定な状況に追い込まれる悪循環をどう断ち切るか。専門家の中には、有料老人ホームをすべて認可事業とし、低所得者が入居しやすいよう公的支援を行うべきだとする意見もある。国民的な議論が必要だ。

社説：腐敗防止会議 1%は99%のために 中日新聞 2016年5月18日

税逃れの実態を暴露したパナマ文書をきっかけに租税回避対策の議論が盛り上がる。英国での腐敗防止サミットは先進国の責任が重く問われた。不公平や格差助長を許す税制の現状から正すべきだ。

先週、ロンドンで汚職や不正の根絶を目指して開かれた腐敗防止サミットには約四十カ国の政府や国際機関、民間組織が参加した。

英領ケイマン諸島など租税回避地の小国にはペーパー会社の設立者情報を開示するよう求めた。逆に小国側からは英米などが不正対策を進めるべきだとの意見が出たが、こうした大国の強欲資本主義こそが問題の本質である。

パナマ文書で明らかになったのは、欧米の大手銀行や法律事務所が指南役となり、富裕層の資産隠しや不動産、金融商品への投資の手助けをしてきた実態だ。英国では、ベストセラー本の「ハリー・ポッター」映画版に出演したエマ・ワトソンさんが租税回避地を利用し、ロンドン市内の高級住宅を購入していた。

スター女優の登場に衝撃も走ったが、ロンドンは今、不動産が高騰し市民の手が届かないバブル状態だ。金融立国を目指す英国が旧領や王室属領の回避地を経由した資金流入を奨励しているためだ。

米国は国外の租税回避地たたきを強めている。だが、国内にデラウェア州などの租税回避地を抱え、大企業の六割以上が本社を置く。明らかに二重基準である。

加えて米国や日本は富裕層への税金が優しい。富裕層の収入は株式の配当や売却益などの金融所得が中心だが、それらにかかる税率は15～20%と低いからだ。中堅サラリーマンの給与にかかる所得税の税率と同じ程度なのだ。

米国の著名投資家にして篤志家のウォーレン・バフェット氏が「自分にかかる税率が秘書の所得税率より低いのはおかしい」と二〇一一年に富裕層増税を主張したのは有名だ。オバマ大統領は富裕層の最低税率を30%にする「バフェット・ルール」を提案したが富裕層支持が多い共和党の反発で実現していない。

税とは、所得が多い人ほど多く払うのが大原則だ。それを富の再分配に充てる。だが、富裕層の方が税が軽いのでは、これ以上の矛盾はない。富を築くのに、税で成り立つ社会インフラを利用したことを忘れては困る。

「幸運な1%として生まれた人間は、残りの99%の人間のことを考える義務がある」ーバフェット氏の言葉をかみしめてほしい。

